

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年9月12日（第3日目）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

日程に入るに先立ち、昨日の答弁保留について、担当課長から発言の申し入れがありますので、これを許します。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、昨日の真篋委員からのご質問に関して答弁いたします。

昨日、扶助費に係る特別支援教育就学奨励費の各校の対象の人数というご質問がございました。

それで、令和5年度におきましては、平泉小学校が7名、長島小学校が2名、平泉中学校が5名となっております。また、令和4年度における人数につきましては、平泉小学校が5名、長島小学校が2名、平泉中学校が3名となっております。

また、阿部委員からのご質問がありましたスクールガードの人数についてでございますが、スクールガードにつきましては、平泉地区につきましては28名、長島地区につきましては17名、計47名となっております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

昨日、真篋委員からのご質問で後刻としておりました世界遺産推進基金の内訳についてご説明をさせていただきます。

令和5年度の世界遺産推進基金の積立てにつきましては30万8,763円でありまして、その内訳につきましては、まず、みちのくコカ・コーラの自販機の売上げの一部の寄附といたしまして

16万42円、平泉町世界遺産推進基金の募金箱設置による寄附金が9万8,414円、あと昨年、文化遺産センターで村田林蔵日本画展を開催した際に、村田林蔵様から5万円のご寄附を頂いているというところでございます。ほか積立金の利子が307円ということになっておりまして、合計30万8,763円となるものでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ただいまの答弁で何かございませんか。

（「なし」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

それでは、日程第1、認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

村上会計管理者。

会計管理者（村上可奈子君）

認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和5年度平泉町国民健康保険会計歳入歳出決算額は、収入済額7億3,625万1,945円で、令和4年度に比べ金額で1,430万1,620円、率で1.91%の減、支出済額は7億4,404万2,368円で、令和4年度に比べ金額で1,089万484円、率で1.49%の増になっております。

それでは、決算書の169ページ、170ページをお開き願います。

令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 1 億2,782万771円、103万3,400円、635万3,480円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 5 万5,600円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 6 万8,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金 5 億426万744円。

5 款財産収入、1 項財産収入6,073円。

6 款繰入金8,570万3,814円、1 項他会計繰入金4,770万3,814円、2 項基金繰入金3,800万円。

7 款繰越金、1 項繰越金1,740万1,681円。

8 款諸収入93万5,262円、1 項延滞金、加算金及び過料16万3,200円、2 項雑入77万2,062円。

歳入合計、収入済額7億3,625万1,945円、不納欠損額103万3,400円、収入未済額635万3,480円。

次に、歳出でございます。

171ページ、172ページをお開き願います。

支出額を読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

1 款総務費1,422万9,106円、1 項総務管理費1,295万997円、2 項徴税費117万5,909円、3 項運営協議会費10万2,200円。

2 款保険給付費5億3,186万6,847円、1 項療養諸費4億7,009万3,142円、2 項高額療養費5,970万5,075円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費140万8,630円、5 項葬祭諸費66万円、6 項傷病手当金ゼロ円。

3 款国民健康保険事業費納付金1億7,675万7,392円、1 項医療給付費分1億1,115万9,005円、2 項後期高齢者支援金等分5,080万2,435円、3 項介護納付金分1,479万5,952円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金39円。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費1,915万1,260円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金6,073円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金203万1,651円。

8 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計、支出済額7億4,404万2,368円。翌年度繰越額はございません。歳入歳出差引不足額779万423円。このため、翌年度歳入繰上充用金779万423円で歳入不足額を補填いたしました。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

173ページから192ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。発言の際は決算書のページをお示し願います。

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

174ページ、歳入ですけれども、保険税でありますけれども、成果報告書135ページに国民健康保険税の推移というのがありまして、この間、何度か予算段階でも聞いた経過がありました。令和4年度と令和5年度との世帯と被保険者の数ですが、当然、年々減ってくるということになっていきますが、令和4年度と令和5年度を比べると、世帯で43、被保険者で92人と一気に減っているということで、この辺はどういった理由だったのか伺いたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

被保険者92名減少、それから対象世帯が43名減少してございます。こちらにつきましては、被保険者の後期高齢者医療保険への移行、それから社会保険の加入の緩和というようなところで、加入条件の緩和が令和4年10月にございまして、その影響だというふうに推察してござい

ます。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

続きまして、歳出ですけれども、184ページ、2款2項高額療養費についてです。成果報告書で言うと136ページになると思います。

令和5年度決算では増えてきたわけですが、当然のことながら、内訳を見ても、例えば入院時食事療養費も1,400回分増えているということで、重い病気になると、当然入院ということで、これは関連するのだと思うのですが、その病気の内容なり、その辺などは分かりましたらお教えいただきたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

高額療養費の中身でございますけれども、やはり保険適用の拡大というところが一番大きいという分析をしておりましたし、がん治療等の先進治療の拡大というところが伸びてきていると認識をしている状況でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1番、小笠寺享委員。

1番（小笠寺享君）

まず、決算書の174ページの不納欠損額103万3,400円の内訳を教えてくださいたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

不納欠損額でございますが、令和4年度はございませんでしたので、前年度に比較いたしまして103万3,400円の増というふうになってございます。

内訳でございますけれども、地方税法第15条の7第4項により、滞納処分の停止、執行停止をしております。滞納処分する財産がないときや滞納処分することで生活が著しく困難になるというところで執行停止をかけたわけですが、この停止が3年間継続したというところで、納付義務が消滅することから、不納欠損としたところが、お1方、2件で65万6,900円となっております。

それから、地方税法第18条第1項の消滅時効によります不納欠損ということでございまして、地方税の徴収権につきましては、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅するというところでございまして、分納誓約等により時効を延長し納入に努めてまいりましたが、課税者の死亡により相続放棄などございまして、納付が進まず時効に至ったという件がお2方、4件で37万6,500円となっております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小埜寺享委員。

1 番（小埜寺享君）

国民健康保険税ですけれども、報告書の中の135ページ、例えば医療分、介護分、136ページの後期高齢者支援金分の詳細見ていきますと、令和3年から令和5年までの間にかかなりの収納額が減っていると思うのですけれども、もしかするとこのままいけばどんどん減っていくのかなと思うのですけれども、今後の見通し等分かれば教えていただきたいなと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

先ほど三枚山委員からのご質問にもお答えさせていただいてございますけれども、団塊の世代の皆さんが後期高齢のほうに移行していくというようなことと、それから、社会保険の加入条件の緩和というのが令和4年10月にごさいましたが、本年10月にもさらに緩和するということとございますので、加入者、それから加入世帯につきましては、減少の傾向は今後も続くというふうに推察してございます。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

5 番、阿部圭二委員。

5 番（阿部圭二君）

188ページの5款1項1目12節委託料の特定健康診査等委託料で、成果報告書の135ページですけれども、特定健康診査の実施状況で受診率が年々向上してきているので、何か特別なことをやってきたのかということをお聞きしたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

特定健診の受診率の部分でございまして、こちら、年々伸びているというような状況でございまして、受診日とかそういったところの工夫、例えば平日とか土日とかそういったところの工夫でありましたりとか、あと周知の方法と回数を増やしまして、いずれにしても、こういった特定健診の受診率を上げていくということが一つの課題でございまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7 番、真竈光幸委員。

7 番（真竈光幸君）

先ほどの三枚山委員がお尋ねをした件にもう一点、追加してお聞きしておきたいのですが、成果報告の135ページ保険給付費についてお伺いいたします。被保険者数が減ってきている、なおかつ世帯が43世帯、昨年度よりも減った。しかしながら、平均給付額は伸びている、伸長し

ているという実態があるわけですが、この先ほど来、村上課長からご説明のあったような件にプラスして、この保険給付費の増えた原因は先ほどの説明でも考えるわけですが、今後もこの世帯数の減は当然のことながら起こり得るわけでありまして、被保険者数も減少をたどるということになります。その保険給付費については、下がることはなく、上がっていく傾向は続くというふうに予測されるでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

保険給付費に関しましてですけれども、当課で試算している部分に関しましては、それほど大きな伸びとは考えてはございませんけれども、ただ、先ほど来、出ておりました被保険者数、こちらの減少、それから保険税の歳入の減少等もございますので、いずれにしましても、この保険給付費の伸びを抑えていくというところが大きな課題でございます。先ほど来、出ておりました特定健康診査、健診の受診とか保健指導の受診といったところを結びつけながら、医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

今年度の保険給付費5億3,186万6,847円を1,008世帯で割り返せば、平均した給付額が52万7,646円になります。これ、令和4年度ベースですと49万9,160円になりますので、2万8,486円が上がっている。これ、結構やっぱり今後も続いていくのだらうと思っておりますので、そうした原因の把握については万全を期していく必要があるのかなというふうに思います。

もう一点、175ページ、176ページになりますが、その一方で繰入金、令和5年度と前年を対比しますと48.9%と大きく伸長しておりますが、この直接の要因というのは何と考えられますか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

175ページの6款繰入金の他会計の繰入金というところでございますが、保険基盤の安定繰入金、国民健康保険税の軽減分であるとか、保険者の支援分等々は減というふうなところではございますけれども、いずれ財政調整基金の繰入れというところが一番大きかったところがございます。

昨年度、普通交付金の算定誤りがありましたので、すっかり決算が見えない状況で大変申し訳ないところでございますが、やはり歳入歳出のバランスが赤字に転落しているというようなところもございますので、こういった基金の繰入金に関しましても、注視しながら運営に当たってまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7 番、真竈光幸委員。

7 番（真竈光幸君）

最後に財政調整基金について伺いをいたしますが、当然、繰入れが先ほど課長からお話があったように増えております。今後の基金の見通しについて伺っていききたいと思うのですが、さらに今年度単年度収支額が赤字になっておるわけですけれども、今後はやはり基金からの繰入れ、支出は増加していく傾向にあるかと思えます。4方式から3方式となったことで、資産割がないといったことによる大きな国保税の増加とならないような、基金からのその部分を激変緩和措置として支出することになるのでしょうか、伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

国保税の税率改正ということで、令和6年度から3方式に変更というところで今年度から始めさせていただいております。それで、委員おっしゃるとおりでございまして、激変緩和措置ということで、令和6年度、令和7年度、令和8年度と3か年、激変緩和措置ということで財政調整基金から繰入れを行ってそういった対応を考えているというところも1つございますし、あとは令和5年度の決算で単年度で赤字といったところもございますので、いずれにしましても、財政調整基金の繰入れというところは、引き続き金額がそれなりの金額が入らなければならぬ状況にはなってくるかと思えます。

また、被保険者数の減少等もございますので、今年度変えたばかりですので、ここ3年間の推移を見ながらというところはございますけれども、引き続き歳入の部分、それから歳出の部分に関しましては、決算状況等確認しながら運営に当たってまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

以上で令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

次に、日程第2、認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

村上会計管理者。

会計管理者（村上可奈子君）

それでは、認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額は、収入済額で9,453万4,952円で、令和4年度に比べ金額で216万1,874円、率で2.34%の増、支出済額は9,363万4,011円で、令和4年度に比べ金額で253万5,274円、率で2.78%の増になってございます。

それでは、決算書の195ページ、196ページをお開き願います。

令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございませう。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料6,652万1,400円、ゼロ円、27万2,400円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万700円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,585万8,611円。

4 款繰越金、1 項繰越金127万4,341円。

5 款諸収入86万9,900円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金86万7,900円、3 項雑入ゼロ円。

歳入合計、収入済額9,453万4,952円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額27万2,400円。

次に、歳出でございませう。

197ページ、198ページをお開きください。

支出済額を読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費415万962円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,944万2,249円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金4万800円。

4 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計、支出済額9,363万4,011円。翌年度繰越額はございませう。歳入歳出差引残高90万941円。

以上、ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

199ページから204ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願ひます。

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

204ページの保険料徴のシステム関係について伺いたと思います。

今、都道府県統一の国保会計が進められているわけで、そこに向けて今いろいろ議論、協議

しているのですけれども、地方公共団体情報システム標準化基本方針というのがあって、今後は都道府県の統一の方向ということのようです。国保も関係あるのでしょうかけれども、現在のこのシステムの進行状況はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

後期高齢者関係のシステムというようなところでございまして、保険料のシステムの運用等の関係に関しましては、後期高齢者連合と連絡を図りながらシステムを行っているというところでもございました。また、昨年度は令和5年の更新作業等も入ってきてございましたので、引き続きそういった後期高齢者広域連合と連携を図りながら、システムの更新等の対応を図ってまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

現在、これはもう構築されているということではないということですか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

県と統一したシステムの中で動いているという状況でもございましたので、この中でまた新たなものが出てくればそれに対応していくというような状況でもございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

以上で令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

次に、日程第3、認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

村上会計管理者。

会計管理者（村上可奈子君）

それでは、認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算額は、収入済額で7,994万5,874円で、

令和4年度に比べ金額で1,336万8,848円、率で14.33%の減、支出済額は7,779万5,760円で、令和4年度に比べ金額で1,210万4,201円、率で13.46%の減になっております。

それでは、決算書の207ページ、208ページをお開きください。

令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。

収入済額を読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

1 款使用料、1 項施設使用料3,483万500円。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金3,600万円。

3 款繰越金、1 項繰越金341万4,761円。

4 款諸収入570万613円、1 項預金利子6円、2 項雑入570万607円。

歳入合計、収入済額7,994万5,874円、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

決算書の209ページ、210ページをお開きください。

支出済額を読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費7,779万5,760円。

2 款諸支出金、1 項償還金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計、支出済額7,779万5,760円。翌年度繰越額はございません。歳入歳出差引残高215万114円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

211ページから216ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

8 番、高橋伸二委員。

8 番（高橋伸二君）

216ページの入湯税の関係についてお伺いします。

令和5年度の入湯税が580万円余りあるわけがございますけれども、このお金が鉱泉源の保護管理施設の整備費に充当されなかった理由な何なのかお伺いします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

決算書の216ページの入湯税の関係でしたけれども、主要成果報告書の29ページをお開き願いたいと思いますが、その中の6番の入湯税の表がございます、その表の下に記載されている事項ですが、入湯税の用途の状況を公表してございますが、入湯税の収入額885万8,000円、こ

これは健康福祉交流館以外に町内の事業者での入湯税が徴収された額ですが、こちらを観光振興費191万4,000円と環境衛生施設費694万4,000円、これは一関地区広域行政組合の分担金に充てたというふうに記載してございます。

それで、健康福祉交流館の入湯税を温泉施設のいろんな施設維持に係る、源泉の保護に係る部分に充当をするときにはしております。今回、決算額の中で、決算書の中で工事費について、これまでいろいろ源泉の工事とかボイラーの工事とか、そういったものがございまして、それがあれば充当を考えておりましたが、そもそも地方税に定めている入湯税の使用目的といいましますのは、必ずしも鉱泉源の保護管理施設に充当するものではなく、今、申し上げた環境衛生施設であったりあるいは消防施設や観光の振興に充てることができるかとされておりますので、公平性の観点からも、町内にあるほかの事業者から入湯税を徴収している関係上、今回は観光振興部分に充当するというような、そのような考えの下でそのようにさせていただいております。

したがいまして、今後、健康福祉交流館の中でそういう工事等が行われる際は、明らかにこの部分に使いましてというふうに公表したいというふうに考えております。

なお、委員がおっしゃるとおりといいますか、温泉の維持管理に本来は先行というか、第一に充当していくというようなことが重要でありますけれども、最終的に観光客が来ることによって温泉利用率も高まるということで、こちらは町内のいろんな施設との公平性の観点から、こういったことに充当することも重要であるというふうに考えております。

なお、その観光振興費の充当の中身につきましては、観光パンフレットの印刷代というようなところに充当を行っているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

私は今の答弁を聞いて、まさに先祖返りしましたねと、がっかりしました。本当にがっかりしました。

今の健康福祉交流館の置かれている窮状というかな、現状というかな、このことについては、少なくともお互い、お互いというのは執行側と議会側とという意味ですよ、お互いに共通認識を持っていたはずなのです。そして、この入湯税の取扱いについては、令和2年以前までの取扱いを改めたのではないですか、皆さん。なぜ今回また戻ったのですか、それを聞いた。今、それに対して、課長は決算書を見てもらえば分かるけれども、工事費だとかそういうものがかかっていないから、別のところに使ったのだと、こう言った。あるいは観光の部分にも充当しているというふうに言ったけれども、観光客が来れば温泉利用者が増えるなんていうのは、健康福祉交流館でほとんどあり得ない。健康福祉交流館の設置目的、あなた忘れてる。この場での答弁を事するために答弁されては困るのだ。

今までどのように私はこの入湯税の使い道を皆さんに訴えかけてきましたか。少なくとも健康福祉交流館の見かけ上の歳入歳出の結果というものは、実質的な収支というものは改善されるは

ずなのです、この入湯税を活用することによって、それが求められてきていたのです、平成20年以降。そして今、この12月議会では、条例も変えようとしているわけでしょう、温泉経営に関わっての条例も。そして、その先にあるのは、指定管理にするかどうかということも含めて真剣にやっているときに、なぜこんな会計決算処理をし、今のような答弁をされるのですか。私は本当に悲しい、いまだもってそういう答弁を平然としている姿を見て。

弁明は要りません。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

温泉が経営改善に向けて取り組んでいるというような状況も十分承知しておりますし、温泉に係る経費につきましては、一般会計からの繰り出しも含めていろいろな財源がある中で、入湯税ということに関しまして、やはり明確化というか、このように使っているというような明確化というのが必要になってきます。

したがいまして、今の委員のおっしゃられた充当の先ほどの額が、全体の額はほかの事業者との公平性の話、私、申し上げましたけれども、年度によって充当額というのは変えていく必要があるというふうに考えてございました。ですので、今のお話からすると、一定額を入湯税の中で、温泉に係る部分を全て温泉の施設運営管理というふうなところに充当するというようなことも考えられるというふうには思います。

ただ、これまでの方針としましては、あくまでも鉱泉源の部分についてのそういう経費に充てるというふうなことで来ておりましたので、今後、その広く捉えて施設の運営管理に充当するというようなところも、このことについては、やはり公表している中でいろいろ議論しながら決定していくことだと思いますので、そこは改めるというよりは、やはり町民に対してといいますか、入湯税の納税者に対して公表する義務がありますので、その辺をわきまえて今後見直しといいますか、その辺のことを論じていきたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

8番、高橋伸二委員。

8番（高橋伸二君）

あのね、弁明要らないと言ったけれども、されましたから、それをされて黙ってはいそうですかというわけにはいかないのと言いますけれども、課長、今、あなたがお話をされたことは、この間の健康福祉交流館をめぐる様々な議論、予算質疑、決算質疑の中で私のほうから幾度も提起をして、あなた方がそれを理解をして令和4年度から取扱いを変えてきたという実績があるのではないですか。目的税であるこの入湯税についての使用目的について、岩手県の担当課の見解はこうですよということまで照会をして、あなた方も照会したでしょう、逆に今度。あるいは福島県にある町の町営温泉の入湯税の使用実態なども照会をして、皆さんの理解を得てきたはずなのです。

しかも、あなた、今、公平性だなんて言ったけれども、例えばこの決算での入湯税885万

8,000円、健康福祉交流センターいわゆるその温泉から出たお金、入湯税というのは581万5,000円だ。約300万円分は他の施設からの入湯税なのです。だから公平性云々というけれども、私はこれまでの議論の中で皆さんに訴えてきたのは、全体の入湯税全てを健康福祉交流館に充当しろというのではない。健康福祉交流館で生み出された入湯税は、可能な限り健康福祉交流館に充当し、他の温泉施設から出てきた入湯税分は観光施設などの整備に使ったらどうですか、そうすることによって、他の温泉施設の皆さんも町の入湯税の用途について不公平感を感じないはずですよと、こんな議論をしてきたでしょう。

もう一度、ここは翌年度に向けてしっかりと、今までの健康福祉交流館をめぐるあるいは入湯税をめぐる議論の経過というのをひもといてみてやってください。

終わります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、委員がおっしゃった部分は、そういった提案もありまして、見直したことも事実であります。と同時に、他の温泉施設との整合性もまた内部で検討させていただいたのも事実であります。

それはなぜかという、そういった提案をいただいたことによって、町民温泉のまさしく福祉交流館をしっかりと今後運営していくために、なおかつ観光との融合性等々も、温泉利用者に対して、逆にご負担いただいている町民の方々にも、その辺はしっかりとやっていったらいいのだろうという部分でいろいろ調整させていただいたのも事実であります。

そういった中で現在またこのようになったのではないかというような部分もありますが、今回、町民温泉の入湯税は、他の施設と合わせれば800万幾らということになるのですが、トータル的に検討をしていかななくてはならない部分もあるのも事実であります。

今回、町民温泉を今後どのように運用していくかということは、非公式な会議でもお話しさせていただきましたけれども、町としても重要課題であります。なおかつ町民にとっても町民温泉の行方というのは、他の周辺の施設のそういった部分との調整もありますし、今回、他の施設が大分なくなってきた部分もあります。町民温泉に対しての期待度は当然あるわけですから、そういった中で、今、委員からもさらに指摘受けた部分は、再検討も含めながら調整してまいりたいと思います。無視して元に戻したと、現実的に戻したと言われても仕方ない部分は、それはあると思いますけれども、さらなる調整も必要だということも事実でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

いずれしっかりと取り組んでまいりますので、大変申し訳ないですが、がっかりしないいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

214ページの10節需用費関係を伺いたいと思います。

成果報告書139ページ、維持管理関係も載っていましたが、経費がかかる、かからないの話がありまして、令和4年度と比べてここは増えているわけですが、そこで、まず1つは燃料費です。これは44万円ほど減りました。ボイラーを替えたということで、新しいボイラーですから、燃費がよいのかなとも思いました。水道光熱費は上がっているのですけれども、これらの経費という点では、今後、どのくらいの寿命か、燃費の節約効果もあったのか、それから今後の事業等の関係で今後の経費に関わってくるというので、どういうふうを考えているか伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

燃料費の関係というところでごさいます、ボイラーの交換をさせていただきまして、その結果、やはり燃費の効率が上がっているというところでごさいます。令和4年と令和5年を比較しますと、使用量でいきますと年間で8,450リットル減少しているというようなところでごさいます。使用量は減少しているというところでごさいます、どうしても重油の単価というところが非常にネックになってごさいます。

新しく入れ替えたところですが、引き続き保守点検等をしながら、長寿命化というような形で使用を行っていきたいと考えてごさいます。

以上でごさいます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

燃料高騰という中で減っていることは、効率化、燃料の削減につながったということですが、維持管理という、昨年は前年よりは細かいところが多くて、成果報告の139ページの関係ですが、ボイラー以外ではいろんなことが書かれているわけですけれども、今後、施設自体古いということで、管理維持していくための費用というのは、今後どういうふうな見通しになっているのでしょうか、伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今後、施設の部分での更新に係る設備の費用というようなところでごさいます、現在、ボイラーの更新を終えたというところではごさいますけれども、それ以外の開館当初から備わっておりますろ過機材とか冷暖房、そういったところの機械の更新費用の計算を今やっているという途中でごさいます。

いずれにしても、どの設備に関しましても耐用年数を超えているというような状況でごさいますので、そのあたりの試算をしつつ、また、優先度等を考えながら、そういった設備更新の必要性を確認して進めてまいりたいと考えてごさいます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

5番、阿部圭二委員。

5番（阿部圭二君）

歳入の使用料についての質問です。成果報告書の138ページ、利用者内訳ですが、年度ごとに上がってきているというのは分かるのですが、令和3年と令和4年の差というのは1万人ほどの差があるので、増えたのは分かるのですが、令和4年、令和5年で3,000人ほどの差の中で、3時間から5時間、5時間以上の人数がかなり多いのですね。この部分で何か取り組みがあったのかなと思うが、いずれ3時間未満がなくなるのかどうか分かりませんが、この長時間いられるような施設なり、そういう部分も目指すべきだと思うのですが、どんな取り組みをしたのかお聞きしたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

主要成果報告の138ページの利用者でございまして、令和5年度につきましては、合計で8万5,346人、前年度に比べますと2,870人の増加でございまして。

3時間未満の利用というところでもございまして、やはり近隣から来ていただいている方が多いのかなというような分析もございまして。若干キャンペーン等、夏場、冬場にかけて行ったというところもございまして、3時間未満の方が増えているというところもございまして。あとは近隣施設の温泉施設が閉鎖になっているという部分もありまして、年明けからやはり増加している、今もですけれども、利用者は増えているという状況でございました。そのあたり、また分析をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございせんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

以上で令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

次に、日程第4、認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

村上会計管理者。

会計管理者（村上可奈子君）

それでは、認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算額は、収入済額で6,907万8,494円で、令和4年度に比べ金額で647万5,041円、率で10.34%の増、支出済額は6,007万174円で、令和4年度に比べ金額で349万3,822円、率で6.18%の増になっております。

それでは、決算書の219ページ、220ページをお開きください。

令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。

収入済額を読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料6,171万2,600円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入2,402円。

3 款繰越金、1 項繰越金602万7,101円。

4 款諸収入133万6,391円、1 項預金利子10円、2 項雑入133万6,381円。

歳入合計、収入済額6,907万8,494円。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

決算書の221ページ、222ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。

なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費5,587万174円、465万5,000円。

2 款繰出金、1 項繰出金420万円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計、支出済額6,007万174円、翌年度繰越額465万5,000円、歳入歳出差引残高900万8,320円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

223ページから228ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

ございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

進行いたします。

以上で令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

決算審査特別委員長（升沢博子君）

再開いたします。

日程第5、認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、決算書242ページをお開きください。

認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定について説明させていただきます。初めに、令和5年度における下水道事業の概要についてご説明いたします。

259ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業報告書。

1、概況（1）総括事項。

事業経営の状況ですが、水洗化人口は2,918人で前年度比19人、0.7%の増、処理区域内人口に対する水洗化率は82.9%で、前年度比2.1%の増となりました。

有収水量は、公共下水道が前年度比0.8%の増、農業集落排水は5.7%の増となり、全体では35万5,259立方メートルで、前年比1.6%、5,583立方メートルの増となっています。この結果、収益的収入及び支出において、収入総額は2億6,649万1,898円、税込み額2億7,269万2,645円、支出総額は2億5,827万7,419円、税込み額2億6,352万8,562円となり、当年度純利益は821万4,479円となりました。

次に、建設改良事業の状況ですが、農業集落排水事業において、長島中央クリーンセンターブロー更新工事2件、マンホールポンプ場制御盤内機器更新工事を行いました。

（2）経営指標に関する事項。

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、公共下水道で102.35%、農業集落排水で106.51%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、経営回収率は公共下水道で87.66%、農業集落排水で90.09%となり、使用料で回収すべき経費を賄っていない状況となっております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、公共下水道で12.29%、農業集落排水で14.58%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、公共下水道及び農業集落排水で0.00%となっております。これは、いまだ更新需要のピークを迎えていないためであり、将来の更新需要に備え、健全経営に努めながら計画的に施設更新を行ってまいります。

次に、決算書の状況について説明いたします。

245ページにお戻りください。

令和5年度平泉町下水道事業会計決算報告書。

初めに、収益的収入及び支出を決算額でご説明します。

収入。

1 款下水道事業収益 2 億7,269万2,645円、第1 項営業収益6,848万2,340円、第2 項営業外収益 2 億411万6,542円、第3 項特別利益 9 万3,763円。

支出。

第1 款下水道事業費用 2 億6,352万8,572円、第1 項営業費用 2 億3,582万8,439円、第2 項営業外費用2,770万133円、第3 項特別損失ゼロ円、第4 項予備費ゼロ円。

次に、247ページをお開きください。

資本的収入及び支出を決算額でご説明いたします。

収入。

第1 款下水道事業資本的収入 1 億2,576万6,800円、第1 項企業債5,920万円、第2 項分担金及び負担金152万5,800円、第3 項他会計出資金6,459万6,000円、第4 項基金繰入金44万5,000円。

支出。

第1 款下水道事業資本的支出 2 億1,032万5,856円、第1 項建設改良費1,047万7,739円、第2 項企業債償還金 1 億9,984万8,093円、第3 項投資24円。

資本的収入が資本的支出額に不足する額8,455万9,056円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95万2,521円、過年度分損益勘定留保資金2,229万8,943円、当年度分損益勘定留保資金6,130万7,592円で補填したところです。

次に、250ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業会計損益計算書。

1 営業収益6,229万6,700円、2 営業費用 2 億3,022万8,578円、営業損失 1 億6,793万1,878円、3 営業外収益 2 億410万9,378円、4 営業外費用2,804万8,841円、経常利益812万8,659円、5 特別利益 8 万5,820円、6 特別損失ゼロ円。

当年度純利益821万4,479円、前年度繰越利益剰余金2,434万2,343円、その他未処理分利益剰余金変動額ゼロ円、当年度未処分利益剰余金3,255万6,822円。

次に、251ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業剰余金計算書。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明いたします。

まず、資本金ですが、当年度末残高が 3 億4,515万8,254円。

次に、右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金についてご説明いたします。

受贈財産評価額29万1,720円、補助金643万6,387円、工事負担金ゼロ円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計672万8,107円。

次に、利益剰余金についてご説明いたします。

減債積立金の当年度末残高ゼロ円、利益積立金ゼロ円、建設改良積立金ゼロ円、未処分利益剰余金3,255万6,822円、利益剰余金合計3,255万6,822円、資本合計 3 億8,444万3,183円。

次に、253ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業会計貸借対照表。

資産の部。

1 固定資産45億2,971万4,403円、2 流動資産8,798万4,279円、資産合計46億1,769万8,682円。

254ページに移ります。

負債の部。

3 固定負債17億5,315万1,475円、4 流動負債2億3,056万5,818円、5 繰延収益22億4,953万8,206円、負債合計42億3,325万5,499円。

資本の部。

6 資本金3億4,515万8,254円、7 剰余金3,928万4,929円、資本合計3億8,444万3,183円、負債資本合計46億1,769万8,682円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

245ページから280ページまで一括してご発言願います。

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

業務の関係です。公共下水道水洗化人口は増えているということになっているようですけれども、その増えた要因について、集落は減っていますが、公共は増えているということで、その要因ですか、中身といたしますか、その辺、お願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

人口が、接続率が増えた要因としましては、高田前住宅を改修しまして、そこが下水道に18戸つながったということが一番大きいところでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

それ以外では、新築住宅とかそういった要因というのはあるのですか、伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

残りは未接続の部分が接続になった、そういった部分でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございませんか。

(「進行」の声あり)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

以上で令和5年度平泉町下水道事業会計決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長(升沢博子君)

次に、日程第6、認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長(小野寺敏彦君)

それでは、決算書282ページをお開きください。

認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

初めに、令和5年度における水道事業の概要についてご説明いたします。

298ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業報告書。

1、概況(1)総括事項。

令和5年度水道事業運営に当たっては、安全安心な水道水の安定供給を念頭に置き、経済性・効率性を図るため、創設から半世紀が経過する施設の維持管理、改修及び配水管の耐震化等に努めました。

業務の状況ですが、給水総戸数2,983戸、給水人口7,332人で、計画給水人口1万680人に対する給水率は68.65%となり、給水区域内人口に対する普及率は96.93%となりました。

年間総配水量は93万7,978立方メートルとなり、前年度より1万2,787立方メートルの増、有収水量は72万2,701立方メートルで、前年度比1,321立方メートルの増となっています。有収率は77.05%で、前年度比0.92%の減となっております。

鉛管更新事業として鉛製給水管の布設替えを計画的に実施するとともに、漏水防止対策として漏水調査や夜間の流量測定を継続して実施することにより、漏水箇所を早期に発見しております。今後とも継続して漏水防止対策を実施してまいります。

次に、工事の状況ですが、浄配水施設・設備については、平泉浄水場次亜貯蔵槽ほか更新工事、長島浄水場急速ろ過機改修工事等を実施しました。配水管等の整備については、町道倉町線配水管布設替工事、市道中谷起峠線配水管布設替工事等を行い、安全安心な施設管理に努めたところです。

299ページをお開きください。

(2)経営指標に関する事項。

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は103.20%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金回収率は85.10%となり、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状

況であります。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産償却率は38.6%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は34.05%と、施設の老朽化が進んでいるのに対して、今年度更新した管路延長の割合を示す管路更新率は1.34%となっております。今後も健全経営に努めながら計画的な更新を実施してまいります。

次に、決算書の状況について説明いたします。

285ページにお戻りください。

令和5年度平泉町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出を決算額でご説明いたします。

収入。

第1款水道事業収益1億6,719万859円、第1項営業収益1億4,816万2,550円、第2項営業外収益1,902万8,309円、第3項特別利益ゼロ円。

第2款簡易水道事業収益1億2,762万9,202円、第1項営業収益6,581万6,125円、第2項営業外収益6,181万3,077円、第3項特別利益ゼロ円。

収入合計2億9,482万61円。

支出。

第1款水道事業費用1億5,446万5,799円、第1項営業費用1億4,122万7,860円、第2項営業外費用1,323万7,939円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

第2款簡易水道事業費用1億1,821万8,974円、第1項営業費用1億1,070万9,680円、第2項営業外費用750万9,294円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費。

支出合計2億7,268万4,773円。

次に、287ページをお開きください。

資本的収入及び支出を決算額でご説明いたします。

収入。

第1款水道事業資本的収入1億5,398万2,414円、第1項企業債1億870万円、第2項負担金243万1,000円、第3項出資金4,285万1,414円。

第2款簡易水道事業資本的収入1億1,041万7,991円、第1項企業債3,810万円、第2項負担金7,231万7,991円。

収入合計2億6,440万405円。

支出。

第1款水道事業資本的支出2億1,166万7,321円、第1項建設改良費1億5,593万3,556円、第2項営業設備費1万3,045円、第3項企業債償還金5,572万720円。

第2款簡易水道事業資本的支出1億5,367万4,197円、第1項建設改良費1億1,513万1,563円、第2項営業設備費9,570円、第3項企業債償還金3,853万3,064円。

支出合計3億6,534万1,518円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億94万1,113円は、当年度消費税及び地方消費税

資本的収支調整額2,427万1,732円及び過年度分損益勘定留保資金7,666万9,381円で補填したところでは。

次に、290ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業会計損益計算書。

1 営業収益1億9,465万7,073円、2 営業費用2億4,481万6,589円、営業損失5,015万9,516円、3 営業外収益8,045万4,632円、4 営業外費用2,176万6,866円、営業外利益5,868万7,766円、経常利益852万8,250円、5 特別利益ゼロ円、6 特別損失ゼロ円。

当年度純利益852万8,250円、前年度繰越利益剰余金396万5,750円、当年度未処分利益剰余金1,249万4,000円。

次に、291ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業剰余金計算書。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明します。

まず、資本金ですが、当年度末残高が4億5,016万5,353円。

次に、右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金についてご説明いたします。

受贈財産評価額3,719円、補助金ゼロ円、工事負担金1,316万9,991円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計1,317万3,710円。

次に、利益剰余金についてご説明します。

減債積立金の当年度末残高8,537万円、利益積立金1,503万8,121円、建設改良積立金9,400万円、未処分利益剰余金1,249万4,000円、利益剰余金合計2億690万2,121円、資本合計6億7,024万1,184円。

次に、293ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業会計貸借対照表。

資産の部。

1 固定資産31億4,195万1,013円、2 流動資産4億4,904万8,643円、3 繰延資産ゼロ円、資産合計35億9,099万9,656円。

294ページに移ります。

負債の部。

4 固定負債18億1,041万8,788円、5 流動負債1億839万1,222円、6 繰延収益10億194万8,462円、負債合計29億2,075万8,472円。

次に、資本の部。

7 資本金4億5,016万5,353円、8 剰余金2億2,007万5,831円、資本合計6億7,024万1,184円、負債資本合計35億9,099万9,656円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

285ページから324ページまで一括してご発言願います。

9 番、佐藤孝悟委員。

9 番（佐藤孝悟君）

企業債未償還残高の推移というのがあるのですが、それが毎年伸びてきているというよりも多くなってきているわけなのですが、この原因と、それとこの償還に関してはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

老朽管更新等をやっておりますので、それで伸びているというような形でございます。

ただ、耐用年数が延びますので、徐々に減っていくという見通しでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

9 番、佐藤孝悟委員。

9 番（佐藤孝悟君）

大体、おおむね79%の分が更新されたという話なのですが、これを全部更新するには、あとのどのぐらいかかりますか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

鉛管の更新率のことで、今、8年目で79%ということで、あと2年で全部更新になるという見通しでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

9 番、佐藤孝悟委員。

9 番（佐藤孝悟君）

そうしますと、その更新が終わると少しずつ減っていくのですか、これは。未償還残高が減っていくということなのですか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

鉛管は本管から分離した分の更新をやっていることで、本管の更新とは違いますので、別の問題でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

9 番、佐藤孝悟委員。

9 番（佐藤孝悟君）

もう一回聞きますけれども、企業債未償還残高の数字がだんだん伸びてきているという話を先ほどしたのですが、これはこのまま伸びる状況で構わなくてもよろしいのですか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今現在、更新のピークですので、それを過ぎれば下がっていくというような認識でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小笠寺享委員。

1 番（小笠寺享君）

301ページですけれども、業務量の中に給水人口並びに給水戸数、昨年度より減っているが、配水量、給水量ともに増加にあるということはどういう要因なのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

人口については、人口減で減ったような形ですけれども、昨年度、高齢者施設で大量に使った水量のところがありまして、それで水量は伸びたというような分析しておりますし、観光人口の分でも伸びたということでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

仕組み上といいますか、給水の収益だけではやりくりできないという報告もありましたが、それはそれですけれども、成果報告書の3ページの職員の配置状況ですけれども、いわゆる技術者の確保といいますか、その積み重ねた経験とかそういったものをきちんと継承するというのが大事だと思うのです。自治体ではそういったところが減ってきて別な問題が起きてくるということもあるようですが、その辺のところはどうなっているか伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

やはり安全な水道事業の運営ということであれば、そういう有資格者を一定数確保しておくということは、委員おっしゃるとおり必要だというふうに思いますので、今、定年延長制度であったり、再任用職員制度であったり、そういう見通しをしっかりと確認しながら、そこを踏まえた上で必要な研修等を行うというか、研修等を通じてしっかりと資格を取得してもらうような計画を、現課のほうとしっかりと協議しながら、そういう人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

10年とか5年とかという近年といった言い方でいいのか、この間は人数的には減っていないという認識でよろしいですか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、申し上げたとおり、担当する課と必要な資格については確認を取りながら進めておりますので、そういう意味では必要な人材は今のところは確保できているというふうに考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

以上で令和5年度平泉町水道事業会計決算についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

決算審査特別委員長（升沢博子君）

再開いたします。

なお、参与の石川農業委員会会長から欠席届が出されており、青木長男農業委員会会長職務代理者が代理出席しておりますので、報告いたします。

これから総括質疑を行います。

令和5年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の全般にわたってご発言願います。

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

総括質疑ということで、年長の私がトップを切ります。

本町の課題は、何といたっても、この人口減少問題であるというように私は思っていました。平泉の町に住んでいただけるまちづくり、それは平泉の住環境問題に係る課題がある、また子育て支援をはじめ様々な形で支援をしていますが、新しい命が生まれてこない今現在の平泉町の人口は、6,800人余りであります。その中で、お亡くなりになる方も非常に多く、新しい命は本町の全体で20人から25、26人であると。今後も10年後は5,000人余りとなることが目に見えているところでございますが、そのような中で、本町の人件費がなかなか減らない、なぜだろう、私はこのように思っています。

10億を切ったことでもあります。現在は10億円も超し11億円を必要としておりますが、財政調整基金も米びつで例えていうならば箱の底が見えてきたと、こういう状況にあるというふうには私は思っています。今現在のこのような状況をどのように考えているか、見解を伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、委員がおっしゃったとおり、人口減が進む中において、財政状況も財政調整基金の取崩しも大きくなってきている状況の中で、人件費は増大している。これは経常収支比率というところでの固定経費が増大している中で、特にも人件費がということですが、その要因といたしましては、近年の人材確保とか、人事院勧告に基づいて給与を決定するに当たっては、労使協議を行って条例提案して議決をいただいているということが前提となっているわけですが、そういう人件費については、民間も含めて今、賃上げの動向の中で、人勸が2年連続プラスということで、その影響によって人件費が増大しているというのがまず1つ、要因としてはございます。

ただ、必要なのは人件費の適正化と組織としましては定員の適正化、こちらにつきましても、ご承知のとおり定年延長制度がスタートして、必要な職員定数以外に希望によって延長を希望する方もいれば、再任用として短時間で雇用を希望される方、雇用と年金の制度上のいろいろな保障する意味で、バランスを取りながら、総体の人件費については努力しているというつもりではございます。

一つは、デジタルトランスフォーメーション、DXの取り組みというのがある中で、今すぐには目に見えて効果が出ているというわけではありませんが、そのDX、いわゆるデジタル化の推進については、業務の効率化に寄与するというので、つまり、業務が効率化することは、現状では現在の人員の中でシステム化によって得られた時間を別な住民サービスに振り分けるという方向ですけれども、最終的には、DXが進められることによって、業務の負担であるとか総人件費等についてもいい方向に影響を与えるというような考えでございます。

もう一つは、人件費の中でも時間外の削減というのが必要になってございます。時間外も決算審査の中でもご質問をいただいたところなのですが、ここ数年は新型コロナウイルスの影響によって、事業者支援、生活者支援を行うような給付が増えた中で、人件費も増大してきたというようなところもございます。つまりは、時間をそれだけかけて、住民サービスをきめ細かく多様化する行政サービスをしっかりとそれに取り組んできたというようなところが時間外の増大につながってきたというふうにも捉えております。

こういう、しっかりと分析をしながら取り組んでいく、つまり、行財政改革に取り組んでいくということが必要であるというふうには考えております。あるいは機動的に社会の情勢に応じて組織を改編していくということで、今年度から子育て支援課を設けたり、やはり時代に合った組織体制の運営であるとか人員配置を適正に行って業務を効率化する。私たち職員としては、そういうコスト意識を持って取り組むというようなことをまず前提に、住民サービスをほぼ充

実させながら、それと両立を図りながら、人員の適正化や給与の適正化という行財政改革の一つとして取り組んでまいりたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、今お答えいただきましたように、理屈的かというと、私から言えば、言い訳を聞きました。当初言いましたように、人はどんどん減っていく中に人件費だけ微増していくという、そのバランスが私は悪いと思うのですよ。何ぼ小さな町でも、それはかかるものはかかるということは、そのことは分かります。

しかしながら、そのことにやっぱりもう少し力を入れて、何とかこの人件費なるものを削減をしようという努力はしているとは思っただけけれども、やっぱりもっともっとできないことがないか、それらも研究していってもらいたいと、そんなふうに思います、私は。このままいくと、さっきも言ったように、人が5,000人になっても人件費、役場の人件費が11億もかかるというたら、とんでもない話ですよ。そうは思いませんか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

先ほども申し上げましたとおり、人口減少に対応するという一つのとして、DXの取り組みがあります。そもそも今のご質問の中では、地方交付税で人件費の、例えば、先ほど申し上げた人事院勧告による給与改定分の増額分というのは、交付税に参入されているということで、具体的にどれくらいというのは申し上げられないのですけれども、そういう中で、国から地方財政計画の中で示されてはおります。

ただし、先ほど申し上げたとおり、賃上げの動向の中で地方公務員の人件費が相対的に上がっている中で、額だけ見ますと相対的に10億円を超える額というのは、当面続くであろうというふうに財政計画上は見てはいるのですけれども、そこは、先ほど申し上げた時間がかかるかもしれないかもしれませんが、まず意識的には、行財政改革に取り組むという組織の職員の意識というのがありますから、その中でも、DXとか、あとは歳入確保に向けた取り組みというのもふるさと納税を中心に行っているわけですので、そういう総力を挙げて、そういう新しい時代に対応した、そういうためにも組織として変化をしていくというようなことが必要であるという、そういう認識の下で、行財政の運営、改革等に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

今、ふるさと納税の話もいただきました。当町にあつては、この間の一般質問にもあったように3,600何がしというように、他市町村から見ると非常に脆弱だということか、額が少ない。これ

を伸ばすにはどうしたらいいかというようなことも、今後の課題だというように私は思っています。

現在は、米だったり、あるいは黄金メロン送っているか、そこまでは分かりませんが、いずれにしても、そういう歳入の増額も見込めないだろうというように私は見えています。それはなぜかという、人口が減るということは町民税も減るわけですから、そこらあたりの調整は、本当の安心した町の財政は、人件費と町民税との差があまりないような形であれば、私は安定した町運営ができるのだというように思っています。今、町税が8億円ぐらいですか、人件費が11億円という結構な差額がある。これをいかに縮めるかというのが大きな課題であるというようには認識しておりますが、いわゆる町財政を増やすふるさと納税であって、何であって、そういうものをこれからどのように進めるのか、お伺いします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ふるさと納税の充実強化の取り組みにつきましては、まずは平成20年からスタートして大分経過している中で、平泉町が本格的に取り組み始めていたのはここ数年であって、1,000万円を超えたのがつい何年前だというようなことで、伸び率はほかの市町村と比べれば大きくはありませんけれども、伸びている状況がございます。

昨年度末に、委託事業者のプロポーザルということで事業提案を行って、事業者が新たに代わり、この事業者と一緒に取り組みを進めているところです。1つは、事業者、生産者向けの勉強会を先日開きました。その中で、ふるさと納税に対する理解というか、そういう制度の周知、どのように、このふるさと納税の返礼品の開発であったり品質管理、そういったことに取り組みばいいかということところが、まだまだ分かっていないというか、こちらから今まで積極的に発信していなかった部分ということで、それについては十分反省して、これからそういう取り組みを幾度となく設けて、しっかりと事業者と寄附されている方と、平泉町の財政にも寄与するような、いわゆる三方よしのこの制度の有効活用を図るために、少しずつ取り組みを進めているところです。

具体的に、ふるさと納税の大きく変わった点は、事業者の負担が大きかったというようなこともありました。つまりは、返礼品を自分たちで送るというようなことがあったのですが、今は配送業者が回収するような、仕組みも変えて、そういう取り組みを少しずつ変えながら、まずは事業者と一緒に新たな返礼品の開発、それから、何といても納税者に対するアピール、平泉町として、こういうところにこういうお金が必要だというようなこともPRしていきたいと思います。併せて、ふるさと納税以外にもクラウドファンディングの仕組みについても研究しております。1つの事業を行う際に、それに対する寄附をお願いするといったような内容です。そういう歳入確保の取り組みについては広く研究して、実現化に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

今、この問題にあっては監査委員のほうからも指摘あったわけですから、十分にそこらあたりも今後において課題として取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

ふるさと応援協力隊に関わることですが、実はフットパスコースだからということで、長島公民館から砂子沢通って大平をぐるっと回るというコースが私のところに示されました。この目的は何なのでしょう。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

フットパス事業につきましては、今年度から観光商工課の所管になりました、2人のうち1人の地域おこし協力隊が今、取り組んでいる事業でございます。町で直接関わってはいないのですが、協力隊の個人の事業として、長島地区の17区をはじめ農村地域を歩いて回っていただくということで、いろいろ今、地域の協力をいただいてやっているという報告を受けております。

日本農業遺産のエリアですので、農業遺産の田園風景を回りながら、途中で公民館をお借りして休憩をするということで報告は受けております。いずれ、観光課と農林振興課と一緒に相談しながら、今、事業に取り組んでいってもらっております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、これは日本農業遺産に関わることですか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

日本農業遺産だからというわけではなくて、田園風景をウォーキングするという企画のようでしたが、日本農業遺産の地であるというようなところも併せてPRして、参加者を募っているというようなところがございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

10番、千葉勝男委員。

10番（千葉勝男君）

目的は何だろうと思ったのです。私の家の前にある町指定の桜の木だったり、私の屋敷内にある池のハスの葉の写真も撮ってあります。このハス池というのは、私が所有のものですから、勝手に忍び込んで写真撮ったなという思いもしています。別にどうこう言うわけではないけれども、事前に持ち主に了解をしてもらったほうがいいのではないかと。私は別に文句言いません。そういうことです。

このコースは、先ほど申し上げましたように、長島公民館から、ぐるっと回って俄坂の公民館までだよと。何人来るかも分かりません。今後、観光地になるとは思えませんから、こんな話を聞きました。いずれ、28日ですか、今月の、そのときに、巡回をするというか、回るということは聞いておりました。この件については終わります。

いずれ、さっき申し上げたこの人件費にあっては、取り組みをするということでございますので、これで質問は終わりたいと思います。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございませんか。

4番、氷室裕史委員。

4番（氷室裕史君）

総括質疑ということで、2点あります。

1点目が、税務関係についてで、もう一点が、誘客、誘致関係についてです。

税務関係のほうから参ります。

平成27年から徴収実績が上がって、これに関しましては、ふだんから鋭い指摘をする同僚議員からも昨日、非常に評価が高かったと記憶しております。しかしながら、同僚議員は、ここ到達点ではなく通過点とし、より一層の努力が必要と、そう話してもいました。

そこで、新たな滞納者をつくらないため、そして最終的に不納欠損、これを出さないために、今後どのようにこういった努力をしていくのか、改めて伺いたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

新たな滞納者を生み出さないため、最終的に不納欠損をつくらないためというようなところのご質問でございました。

まず初めに、収入未済額につきまして、滞納の主な理由を申し上げたいというふうに思います。

主な理由といたしましては、大きく3つになりますが、まず1点目が、健康問題により離職して収入がなくなったり、自営などの方については売上げが減ったというような状況で、前年度所得によって課税されます町県民税や国保税が納付できないというようなところ。2点目については、過去の滞納がある場合に、分納誓約に至ってもその分納分を納めながら、現年分の課税分まで納付することができないので、毎年滞納繰越しが発生しているという点。3点目が、世帯主等の死亡によりまして、滞納分の税が継承、相続された方の年金ですとか収入があまり多くない状況で納付が追いつかない、または相続放棄をされるというようなあたりのところでございます。

平泉町では、徴収計画、滞納整理計画というのを毎年定めてございまして、その中では、納期内納付の促進、自主納付の確立、税負担の公平性確保、税収の確保というようなところで、

計画を定めて取り組ませていただいているところでございます。

基本的には、滞納整理について、取る、待つ、落とすというような基本の3方針により取り組んでいるところでございます。取るというのは、財産や収入があるけれども、自主納付をされない場合については、強制的にこちらのほうでは差押えなどで取らざる得ないというところでございます。待つというのは、直ちに納付はできないけれども、経済状況を見ながら、例えば分納誓約や猶予などによって待つというようなところで、こちらは1年間ぐらいのスパンで計画を立てて納付をしていただくというところでございます。落とすというところにつきましては、今回不納欠損もでございますけれども、滞納処分ができる財産がない、または滞納処分することにより生活を維持することができなくなるという場合については、地方税法の第15条の7の執行停止などによって、落とすということになってございます。

令和5年度につきましては、収入未済額については294万951円の減額、こちらは町税、国民健康保険税合わせた額というふうになりますけれども、徴収が順調に進んだことによりまして、徴収率につきましては、町税については0.1ポイント増の99.2%、国民健康保険税につきましては0.4ポイント増の94.5%ということで、収入未済額は減額というふうになったところでございます。分析をいたしますと、滞納金額が50万円以上あるという方が個人で5名、金額にいたしますと476万円になり、38%を占めてございます。現在、困難な案件といたしまして、岩手県滞納整理機構と個別相談会を開催し、対応につきまして助言をいただきながら、対応させていただいているというようなところでございます。

今後につきましては、このように長期の滞納にならないよう、現年分の徴収に力を入れてまいりたいというふうに思っております。現在、物価高騰もあり、納付についても大変厳しい状況が続きますが、個々の状況の把握に努めて、収納に努めてまいりたいというふうに思っております。町税につきましては、貴重な町の財源でございますので、現年分を中心に、今後も滞納整理に当たってまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

4番、氷室裕史委員。

4番（氷室裕史君）

ふだんから、税務課の方々には徴収に大変な思いをされていると思います。ただ、平泉町がそうとは言いませんけれども、安易に債権の方法を放棄しますと、どうしても町民の中で不公平感というものが生じてしまうので、不納欠損処分については、本当に今後も十分に留意していただきたいと思います。

次に、移ります。

誘客、誘致に関しまして、昨日スマートインターチェンジ駐車場で5件ほどイベントが行われまして、中には今後、恒例行事になるかもしれないものがあると、そういった答弁いただきました。これは非常に大変すばらしいことであると思いますが、ただ、スマートインターチェンジが開通してもうすぐ4年たちますが、まだ企業誘致がなされていないというのが現実であります。

そこで、この誘客と企業誘致に関して、これからは前例や慣習、慣例にとらわれない時代に即した新しい周知方法を模索しまして、また、それらを積極的に活用して誘客、企業誘致に取り組むべきだと思いますけれども、改めて見解伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインターの駐車場につきましては、スマートインターチェンジを整備する際に条件となっていたものでございますが、1,100台という非常に広大な面積を有しておりますので、これを有効に活用するための周辺開発を予定をしていたところでございます。現状にあっては、まだ誘致には至っていないわけでございますので、この駐車場をそれまでの間、有効に活用しようということで、イベント等の補助を今、実施をしているところでございます。

この先には、しっかりと誘致を実現して、駐車場を有効に活用した形での新たな町の拠点にすべく、今取り組んでいるところでございます。今、検討を進めている企業にも、町長も自ら会社を訪問したり、あるいは、こちらのほうにも何度もおいでいただいて、状況を報告いただいているところでございます。

今後も業者任せにすることなく、町としてもしっかりとサポートするところはサポートし、そして今後は、地権者の皆さんにも説明できるような形で今、鋭意取り組んでおりますので、できるだけ早い時期にそういった取り組みに移れるように、今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

スマートインターチェンジの補助金ということで、昨日も答弁したのですが、5件ございまして、今後も引き続き取り組みたいという事業者もございました。

当初、この目的がにぎわい創出というのもあるのですが、そのイベントに出店をしていただいて売上げ伸ばしていただきたいという思いで、要項の中にもあります。その中には、商工会と協議をして出店に向けて協議をしてくださいということがありますが、商工会と相談したところ出店を希望する方がいないということで、結果的に去年は、決算書にありますとおり、キッチンカー来て、そこで飲食というのを提供もしたところでございます。今後につきましては、そういったやり方も変えながら、このにぎわい創出というのを生み出していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

私からは、婦人消防協力隊についてお伺いいたします。

婦人消防協力隊の主な活動の一つが、火災予防の取り組みです。地域住民などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発をはじめ、一軒一軒訪問しての消火器点検の取り組みなど、火災予防の向上に貢献しております。特に、住宅用火災警報器の設置や維持管理では、イベントを通じた呼びかけや地域で住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な活動が実施されております。また、地域の防災に関する取り組みにおいても幅広い活動が行われております。平常時には、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団との連携した地域の防災訓練への参加等が行われております。

婦人消防協力隊は、地域の防火、防災について重要な役割を担っており、火災や地震等の災害発生時には、地域に根差した女性の方々による活動が非常に大きな力となっております。自分たちの地域は自分たちで守るという信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に婦人消防協力隊の活動を知っていただきたいと思っております。

そこで、伺います。

1点目は、婦人消防協力隊は、高齢化が進み、辞めたい隊員が増えてきております。また、60代で交代できる人が少ない等の成り手が不足している現状であります。町としての見解を伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

婦人消防協力隊につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、地域防災の一翼を担っていただいております。それで、今のご質問は、高齢化が進んでいるというようなことで、人材の確保が非常に難しいということでしたけれども、これにつきましては、やはり地域の課題の一つであろうというふうに思います。地域の中で、例えば何歳ぐらいまで協力隊として加盟しているというか、隊員として活動ができるかといったようなことについては、それぞれの地域ごとに、そういう決まり事と申しますか、決め事で今まで対応していただいているというふうに認識はしておりますが、大事なのは、先ほど委員がおっしゃられたとおり、自分たちの地域は自分たちで守るという意識でございます。

自主防災組織であるとか地域防災に欠かすことのできないボランティア団体、婦人消防協力隊もその一つではございますから、そういう意識の中で、地域の在り方といったもの、そういう防災をどういうふうに体制を整えていくかといったようなところは、それぞれ地域で話し合っていただくということが重要であり、かつ、それは防災行政を進めていく平泉町にとっても、そういう状況を把握し、いろいろなことにサポートできる場所はサポートしていくというようなことが必要だろうというふうに思います。

婦人消防協力隊については、新規の会員の方も入ってきているというふうに思います。1人抜ければ1人入ってくるというような流れをつくり出すようなことについて、地域の方ともう一度と申しますか、ふだんから婦人消防協力隊の幹部の方を中心に、そういう意見交換をする

場が幹部会という形でありますので、さらに内情をお伺いしながら、対応すべきところを考えていきたいというふうに思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

地域でいろいろ話し合っ、今でも決めていると思うのですが、町としてどのような対策というか、何か方法はないのでしょうかという質問です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

地域のために活動したいという意識を高めていくためにも、地域の防災の力になれるような、そういう研修の場の提供であるとか、コロナ禍で行われていなかった研修会も最近は行われるようになりました。もう一つは、一関市の消防本部が主催しているA I Dという防災指導員の養成講座がありまして、こちらについても、消防協力隊員の方が参加されて、その資格を取っている実績がございます。

ですので、こういうところをさらに広げて、地域の防災について、地域の方が一番どこが危険な場所であるとか、あるいは誰を、いわゆる避難行動の要支援者がどなたかというようなことを地域の方が分かりますから、そういったことの知識、必要な技術も含めて研修の場、規律訓練であるとか、そういうものを町としてはしっかりと提供しながら、人材の確保にできるだけ支援できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

婦人消防協力隊は、ボランティアのために予算が少なく、報酬はありません。そしてまた、出初め式や行事に出た人は、昨日伺いましたが、日当1,000円で、役員の手当てはありません。婦人消防協力隊の活動にもう少し補助や助成をする考えはないでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まずは、ボランティアで活動していただいているところは、やはり地域のために一生懸命頑張っておられるという姿を見て、非常に敬意を表するというようなところでございます。

先ほど来お話がありますとおり、活動されている方は、地域のためにというようなところが大きいのだろうというふうに思います。自分が地域に貢献しているのだろうという意識づけの下で、そういう活動を積極的になされているということで、報酬、手当てにつきましては、町のほうで主催する何かしら招集というかお願いする、例えば文化財防火訓練に出動したときに、1人当たり1,000円お支払いしているということでしたけれども、それ以外にも必要な規律訓練

をスマートインターの駐車場で定期的に行うわけなのですけれども、そういったことについて規律訓練の手当てとして同じように1,000円支給しております。

ただ、この役員とかの報酬とかとなりますと、新たな消防の組織としての何か組織立てがまた変わってくるかと思えます。1つは、ボランティア団体ということもございますので、そこまでは考えてございませんが、これらにつきましても、他の県内の市町村の状況を踏まえまして、活動の支援になるような経済的支援を行うということが必要だというふうには考えており、防寒着等についての支給等はこれまでも行ってきているところですので、必要な資機材等の提供であったり、これは自主防災組織に対しても同じなのですけれども、やはり必要な防災活動を進めていく上で、安全にかつ地域の防災力が高まるような、そういう資材提供といったものは必要であると思えますので、研修とか教育の機会の充実と併せて、そういった多角的な面からのこの支援をさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

具体的に婦人消防協力隊からの要望とか意見を聴取する機会を設ける必要があると思うのですが、この点はいかがでしょう。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほどの幹部会といっても、幹部の方に事業計画であるとか、特にその後に改めて要望等のお伺いする場というのが、会議の中で懇談する場というのはございますけれども、改めて予算というか、消防協力隊の中でも運営費補助を出していますから、事業の活動内容について隊員の皆さんが、事業がどのように運営されているかということは、総会の場で予算の執行状況、決算の状況等を把握されていますから、その中で、待遇改善であるとか活動計画の充実といったようなことについては、今までもご意見いただいております。改めてその辺が必要かどうかについては、当事者の協力隊員の方にもお伺いしながら、幹部だけではなくて、一般の隊員の方も含めた懇談の場が必要かというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

ぜひ開催していただきたいと思えます。とにかく、この高齢化で成り手がいないので、すごく地元では困っております。そして、婦人消防協力隊の活動中の事故などに対する保険は十分であるでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、保険に加盟しておりまして、それは日本消防協会の福祉共済という中に、女性防火クラブ員等のしおりがございまして、新しい隊員というか、改めて隊員が加入されたときにお配りしているものです。事務局の町で掛金等は支出しています。その中身によりますと、万が一亡くなられた方がいたというときには500万円、入院された場合は、120日程度の入院で、防災活動に従事中であれば、10日以上入院した場合、1日につき600円、防災活動に従事中以外という該当要件もございまして、その場合は20日以上入院した場合につき600円というような共済加入を行ってございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

600円は少ないかなと思います。例えば、けがをして病院に行った場合、町からの見舞金はないでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

これはあくまでも、消防女性防火クラブ員という、婦人消防協力隊のために加盟している保険でございまして、それぞれ個人でも加入されているというようなことも併せて考えた上でのものがございます。先ほどの600円が妥当かというようなことのお声もありましたけれども、こちらが一般的な全国的にこういう保険に加入しているところでございますし、改めて見舞金を町のほうからというようなことについては、今のところはこの保険の範囲以内での支給というようなところで考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

3番、大友仁子委員。

3番（大友仁子君）

最後に、婦人消防協力隊の活動を広報などでPRする考えはないでしょうか。以前、広報に隊長さんの写真が載ったときもあるのですが、最近、何か見えないなと思っているのですが、その辺、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

気持ちよく活動してもらったり、新たに活動を促進していくという上でも、やはりふだん婦人消防協力隊の皆様がどのような活動をしているか、あるいは表彰制度といったもので表彰された方がいれば、やはり広報等で広くお知らせして、それを励みに、さらに消防団かつ消防防火活動に励んでいただくということは必要なことだと思います。やはりその辺は、まだまだPR不足の部分もございます。消防団員の活動の広報と併せてというか、同じように、やはり地域に貢献している方の姿を広く知っていただくということについては、さらに広報のスペース

も限られてはおりますけれども、まず、これまでもそういう特集を組んでいただくというようなことも検討はしてきてはおりますが、少なくとも表彰を受けた際に紹介するとか、そういうようなことはできるところから、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小埜寺享委員。

1 番（小埜寺享君）

3つほど、質問させていただきます。

1つ目は、先ほど氷室委員からもありましたけれども、税収についてです。もう一つが、昨日質問しましたけれども、消防の消防施設費について。3つ目が、水道事業に関してでございます。

まず、1つ目は、収納についてです。氷室委員からもありましたけれども、収納未済について、町税に関しては、岩手県で1位タイの99.2%の徴収率、国保税に関しては、岩手県が目標としている96.2%を上回る約99%以上の収納率を上げているということで、本当に職員の方々の努力には敬服しておるところです。

徴収する場合、電話または文書、訪問といういったところを行われているかと思うのですが、調べていると、北海道留萌市の広報に収納の仕方とか、不納欠損はこういうものだよという内容を特集で年に1回上げているのですけれども、そういうことを広報か何か、チラシでもいいのですけれども、実際、町民に促して収納してもらうという手もあるのかな、そういうことも大事なのかなというふうに思うところですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

当町におきましては、税制改正の部分については広報において周知をさせていただいているというところでございますが、先ほど委員ご紹介のございました北海道留萌市のように、年に1回そのような特集を組んでというようなことで周知したことはございませんので、参考にさせていただき、検討させていただきたいというふうに思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小埜寺享委員。

1 番（小埜寺享君）

その広報の何年か分見たのですけれども、毎年違うのです。不納欠損はこういうものだとか、収納の仕方とか、滞納するとかいうふうな順番でいくぞとかと、何か脅しみたいな感じなのですが、そういうふうに、町民の方にも未収をしてしまうという意識を持ってもらうというのは大切かと思っておりますので、ぜひともそういう広報活動もお願いしたいというところがあります。

2つ目としまして、昨日質問しました消防施設に関してです。昨日、不用額の分を戸別無線機に使えないかという質問して、実際アンテナをつけてやっているという答弁でしたけれども、アンテナつけても受信できない場所が長島側には何か所かあります。今年度の予算書に、無線に対しての対応策の予算が組みれていないと思われました。なので、受信できない戸別の無線機に対してどういうふうな対応を今後していくのか、お聞きしたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

受信できていない場所というのは、こちらでは把握はしてございませんでしたけれども、受信できないといった問合せについては対応し、戸別受信機の設置、住宅内の場所を変えたり、あるいはアンテナ工事を行って受信できるようになってきております。もしそういうところがあるとなれば、調査させていただいて、受信できるようにアンテナ工事等を中心に対応していきたいというふうに考えてございますが、この受信状況のいい悪いというようなことについての情報提供については、区長会議等でも地域内にそういう方がいるかどうかの確認を区長さんにもお願いもしていたこともございまして、それ以外にも直接的に問合せあって、今まで対応してきているところですので、もし委員がお分かりのところがあれば、そこを調査させていただきたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1番、小笠寺享委員。

1番（小笠寺享君）

アンテナつけても聞こえないよとかという話を聞いたことがありまして、アンテナ自体が長島側についているので、陰になって多分できないのではないかという話がありまして、無線を飛ばすアンテナを平泉側にもつければ、長島側にも届くという話はされまして、対応してもらったかというのは聞きたいところなのですけれども、いずれ、万が一のときは対応を、この間も台風5号で被害というか、避難指示が出たのに防災無線が使えないというのは大変なことです。できれば、もし受信していないという場合は対応をお願いしたいなというふうに思うところでございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

いずれ、今の件につきましては十分調査させていただきたいというふうに思います。これまでも、今のご提案のございました根本的な問題解決として簡易中継局の設置等についても、いろいろ事業者等に見積りを取った経緯もございまして、今ですと、恐らく3,000万円ぐらいの経費がかかるかというふうに思います。この事業全体の在り方として、そういう事態にならないように、今、そもそもこの事業が安定的に行われてきていないというようなことも反省点としては挙げられているわけですけれども、戸別受信機の不安定さにつきましては、地域の方にお

わび申し上げた上で改善に向けて今、努力をしている最中でございますので、それでもなおかつといったときは、次の手段を考えなければいけないというふうに今のところは考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小埜寺享委員。

1 番（小埜寺享君）

ぜひ、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、水道事業に関してですけれども、簡単に聞きます。

今後、水道料金は上がる予定なのか、そこだけ聞きたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

人口減少によります給水収益の減になれば、料金改定は重要な問題だと考えております。今年度より経営戦略に着手しているところでございます。今の段階では、いつ改定するというのには決まっておりますが、経営戦略改定後に、料金改定について運営協議会に諮りながら、進めてまいりたいと今のところ思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

1 番、小埜寺享委員。

1 番（小埜寺享君）

確かに水道料金上がるのはとても困ることです、そうはいつでも水道管は老化していくものですが、できれば抑えてもらいたいというところですが、節水を促すとかというふうな感じで今後の対応も考えてくれればいかなというふうに思うところです。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

それでは、ほかにごございますか。

6 番、三枚山光裕委員。

6 番（三枚山光裕君）

新型コロナ感染症が一定の落ち着きを見せる中で、観光客も増え、商売やっている方、売上げも回復しつつあるという状況で、そういう4年半とは変わった状況になったということで、やっぱりその辺を踏まえた取り組みというのも求められると思いますし、そして次年度の予算編成で活かしていくという立場から、幾つか質問したいと思います。

まず、歳入についてです。

歳入確保、議論になっていました欠損処理の対応、正確な課税と事務処理という実務、そんなところですが、なるべく重複しないようにというふうに思います。

それで、昨日、今日と議論になって、法人税はまずプラスというふうになってはいますが、個人はこの間減り続けてきたということになってはいますが、いずれ、商売やっている方も、米は

上がるという状況ですけれども、この収入を増やすことなしには税収は上がらない。限られた独自財源という中で、そういった施策は欠かせませんし、その点は強く新年度の予算編成で反映させていただきたいと思いますので、収入確保はその点だけです。

それで、欠損処理の対応についてです。先ほどもありましたが、商売やっている方は、売上げの減少という話もありました。やっぱり商売やっている方の売上げの減少という例は多いのですか、伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

商売をされている方の売上げというところで、特別に資料のほうは持ち合わせてございませんが、令和5年度の決算の状況から申し上げますと、営業所得については、令和4年度と大きな差がないというようなところで、現在コロナ前の状態には完全に回復してはいないのではないかなというあたり、それから農業関係の所得者につきましては、燃料高騰や肥料の高騰などによりまして、所得額のほうは減収されているのではないかなというふうに税務課では分析してございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

この間の税収確保、その取り組みについては昨日、今日とまた深く議論もされ、その努力というのは評価されたということだと思っております。

そこで、やはり今、物価高騰、エネルギー高騰で回復しつつあるけれども、これはまだ途上だという状況があります。それで、岩手県の商工労働観光部の経営支援課というところが、今年度5月にアンケートを取りました。その中で、大体商工会とか、そういったところをお願いして、500近アンケートの集約ですけれども、やはりこの物価高騰の影響が継続しているというのが400ポイントで、89.1%というふうになっていました。

それから、価格転嫁できないとか、大きいところは賃上げといっても、小さな商売やっている方はできないという、そういった内容になります。達増知事が全国に先駆けて、賃金上げたところには支援するという取り組みも今、なされてきましたが、町内でも9事業者がこれを申請して、6億6,000万円以上かな、岩手県全体で2,361件に上るそうですけれども、そういったこともされながらやってはいるわけです。ただ、売上げが伸びていないという状況の中で、やっぱり引き続き、この滞納者としっかりと話し合った対応が必要だと思っております。

といいますのは、近隣の市だったのですけれども、随分前にグリーゼン金利があった頃で、息子の進学の費用、たった数十万円、当時グリーゼンは二十何%でしたか、それがたまって市税が滞納した。そして商売やっています、店と家が差押えになったという例でありました。その後、市と話し合っ、担当課といろいろ議論して、今年に入って7年かかったそうですが、5年超えて時効過ぎたのもあったそうです。ようやく差押えが解除された。そこには懇切丁寧

な対応があったのだなと思いました。

そういった物価の状況が先ほどですから、そういった点では、そういう取り組みが引き続き大事だなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

税務相談につきましては、随時行わせていただいております。生活状況など、やはり確認するために、今ご本人とお話しさせていただき、納付ができない問題を早めにお話を伺ったり、こちらのほうで無料法律相談ですとか、多重債務ですとか、そういったところのご相談などあれば、生活困窮であれば社会福祉協議会などをご紹介したりとか、それぞれ個人個人でご対応させていただいておりますので、引き続き、そのような対応はさせていただきたいというふうに思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

この件に関しては、全国的な問題になっていて、社会保険庁が、社会保険料の取立てが大変で、国会でも大分問題になって、担当所長が対応するという事もありました。町内でも、やっぱり社会保険料、大変だという声も聞きました。法律上で税金のほうの方が優先順位が高いのですけれども、その次に社会保険料来るのです。それで、税金よりこっち払えみたいなことも実はあったということなので、経済状況よくない中で、実際社会保険料に困っているという状況もありますので、この点はしっかりとお願いしたいと思います。

次に、指定管理の関係です。

浄土の館が七百何人ですか、随分増えました。観光客も戻り、さきの新型コロナの問題も収束というか、一定の状況に収まってきたという中で、増えています。努力もあったと思うのです。

ただ、昨日の議論でも浄土の館でいえば、職員といいますか、この間また変わったということで、せっかく伸びてきて、今、観光客が戻ってきているという状況の中で、さらにこれを前に進めるといところが大事なのだと。

それから、あやめ農産物加工施設の関係も私、聞きましたけれども、観光客も伸び、ビールは売れているという話ですけれども、パンとかほかの物がなかなかその割ではないなど。そういう点では、こういった指定管理者との連携の強化というのが引き続き大事ではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

指定管理の制度につきましては、民間のノウハウを最大限に生かして、そして町の設置目的

を果たしていくというふうな制度でございますので、これは当然丸投げではいけないわけでございます。我々もそういった視点で、毎月の報告あった際にはしっかりと、その内容をお互いで話し合いをしたりということを継続してございます。

管理人の話もございましたが、これによって今後、結果が出てくるとは思いますけれども、結果としてうまくないような状況があれば、当然指定管理制度の中で指導ということがございます。過去にも、管理人の件もそうなのですが、別な件でも指導という形でさせていただいた経過がございます。今は全てクリアされておりますので、この連携については今後もしっかり取って、当初の設置目的を果たしてまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

あやめのご質問でございましたけれども、連携についてでございますけれども、毎月報告は受けておまして、その都度協議といたしますか、話し合いはしております。中でも、連携という部分では、どうやったら商品が売れるかとか、陳列の方法とか、そういった部分の勉強が必要だというようなことで、令和4年度、それから令和5年度、県の事業を活用しまして、アドバイザーを招集しているというようなことも取り組んでおまして、いずれ、常に連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

次に移りますが、衛生の関係ですけれども、ごみ減量がなかなか進まない。令和5年度は減っていることになっているのですが、恐らく自然減と、この間よく言われてきたその点だと思うのです。それで以前に、例えば資源回収、資源化の問題で、学校等の集団回収という話がされました。これ、実際は子供も減ってくるという中で、ずっと減ってきているわけです。では一方で、行政でやっている資源の回収は進んでいるかということ、実は進んでいないと、減っているということです。本当に昨日、今日も暑いわけで、温暖化の問題、ずっとこの間、特に去年、今年といわれていましたので、この点については、ごみ減量、資源化の特別な努力、何度か私、申し上げてきましたけれども、必要なのだと思うのですが、課長も代わってきましたが、その辺はどうでしょうか、新たな決意といたしますか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

ごみの減量化は大変重要な課題でございます。主要施策報告の中では、減少という数値とはなってございますが、引き続き生ごみの減少、それから資源のリサイクル化に取り組んでいく必要がございますので、そういった周知、それから取り組みの徹底等を再度確認して進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時23分

決算審査特別委員長（升沢博子君）

再開いたします。

引き続き、6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

保健関係ですけれども、町民の健康保持、それから医療費の抑制に関わってですけれども、保険料がかかると、人数が減るということ、先ほども今後の見通しなども触れられましたが、となるとやはり健診率の引上げというのは非常に大事だと思うわけです。今でも全国的に、以前長野の話をしたことがありましたが、今、長野が医療費が低いのが下から2番目で、一番低いのがどこだったかな、いずれにせよ、やっぱり低いわけです。岩手も実は低いのですが、それは多分、医師偏在の問題があると思うのです。

それで、やはりこの健診率を上げる特別な努力というのが早期発見、早期治療という点でも大事だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

医療費の抑制では、健診の受診率の向上というのは大変重要だというふうに認識してございます。

当町につきましては、健診受診率に関しましては50%以上超えて高いところではあるのですが、その後の特定保健指導の部分が低いところが課題でございます。

午前中も申し上げた部分もございますけれども、この指導率の向上というところが1つの課題でございますので、今年度新たな取り組みという中では、健診当日に初回の面接、声かけを行って、その後の保健指導につなげていく取り組みを新たに始めました。引き続き、この保健指導の受診率を上げていくというような取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

昨日も長島公民館でもやっていたという話も出ましたが、いろいろな事情もあると思うのですが、いずれにせよ、いろいろ工夫、努力していただいて、この健診率の向上にやはり一層努力していただきたいと思います。

国保にも関わったので、もう一つ、第3期の岩手国民健康保険の運営方針に関わってです。

今の統一化の課題で、いわゆる納付金ベースにする、保険料に今、差があるのを1つにしちやうのだということになると、平泉は絶対高くなると思うのです。今度4期にたしか、やるという方向になっていると思うのですが、今後の見通しと、この保険料は、やっぱり高くなるということはしょうがないのか、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

統一に向けた保険料の取扱いということでございますけれども、県の第3期の運営方針が示されまして、令和11年度までには納付金ベースに統一を図っていくというようなところを示されてございます。第4期以降、令和12年度から令和17年度に関しましては、統一というようなところも検討されているというところでございます。引き続き県のほうには、この制度へ移行する部分への確認を取りながら、保険料の数字がどうなるのかといったところを確認をしながら、進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、当町につきましては、医療費水準が低いというところで現在、保険につきましては低いところに収まっているところでございますが、やはり高いところに合わせられるのではないかと懸念もございますので、そういったところの対応、どうなるかというところも確認しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ、負担は町民に係る問題です。医療費が安い、保険料も安いというのが高くなると、医療費を抑える努力をしているのにというわけですから、これは強く言わないと駄目な問題だと思います。

それで、次に移ります。

農業振興というか、農業の関係です。令和5年度農地転用についてですけれども、3条、5条が増えているという点で、その中身分かれば教えていただきたいということです。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

農地転用というお話ですけれども、まず農地法第3条の相続等の届出、所有権移転のほうになりますけれども、こちらにつきましては、今年4月1日から相続登記が義務化されております。その周知が令和5年中からされていたことによって、所有権移転、相続登記の届出が増えているというふうに考えております。

それから、もう一つ、農地転用のほうでございますけれども、こちらは主にといいいますか、住宅を建てるために転用されている部分が増えているというふうに考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

6番、三枚山光裕委員。

6番（三枚山光裕君）

都市計画、住宅に移りますけれども、バリアフリー、住宅リフォーム、リノベーションということで、産業建設常任委員会でもこの間、いろいろ意見も申し上げてきたところです。バリアフリーということでまだ1件、1年目ということであると思うのですがけれども、これは広く誰でも使えるというのが望ましいと思います。そして今、5条が増えているという話をしました、転用して住宅ができると。この間も、隣町に行くという若い人の話がありましたが、そういう点では、バリアフリー制度よりもっと進んだ住宅リフォームになり、若い人たちが住宅を建てる、あるいはリフォームするときに、いい制度ができれば定住にもつながるのではないかなというふうに思います。その点で、この辺は引き続きもっと、まだ1年目ですけれども、探究を続けてほしいものですが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

バリアフリー住宅改修補助は、R5年度は1件実施しているところでございます。住宅リフォーム補助につきましては、交付金があったとき、平成21年から平成27年まで、当町でも工事費の20%で20万円の上限でございましたが、リフォームとカリノベーションの補助は現在ございませんが、ほかの市町村を参考に、どういった事業があるか、最適か検討していきたいと思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにございませつか。

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

歳入につきましては、複数の委員から質問がございましたので、割愛するわけではありませんが、質問している以上簡単にお伺いをしておきたいと思っております。滞納の原因を分析されて、それに対する解決の処方について税務課長からご説明をいただきました。

この自主返納につながる分納誓約についてお伺いいたしますが、この適正な分納期間とその額については検討の余地があるのではないかとと思うのですが、お伺いします。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

分納誓約につきましては、これまで少額、長期間の分納誓約というのを認めてまいりまして、それが結果的に滞納者の長期化というようになってございまして、県の滞納整理機関の指導を基に、適正な分納期間というのを設定するべきだということになってございまして、そちらにつきましては、税務相談などを行いながら、個々に決定してまいるといったような内容

でございます。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7 番、真竈光幸委員。

7 番（真竈光幸君）

よろしく検討をお願いしたいと思います。

それから、過去令和4年だったと思いますが、平泉小学校で租税教室を実施をされておりますが、大変いい企画だなと思っております。こうした税に対する意識の浸透を図る取り組みについては、やはり収納率を高めるために、一般住民へもそうした機会を持っていくことが必要ではないかと思いますが、検討できるでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

委員からお話ございましたように、令和4年につきましては、税務課の職員が先生というようなことで租税教室ということで実施してございますし、令和5年につきましても、同様に実施しておるところでございます。

なお、中学校につきましては、税務署の職員で租税教室というようなところで取り組みをさせていただいております。

令和6年度につきましては、税務署のほうの先生というようなところで、長島小学校と平泉中学校ということで予定をされてございましたので、そういった面では、児童生徒の皆さんについては、そういった機会を持たせていただいております。

先ほど、小笠原委員のほうからも納税意識というふうなあたりで、広報などを通じながら、周知、PRというふうなあたりで知っていただくという機会が必要だというお話も頂戴しておりますので、租税教室というふうな形になるかどうかは分かりませんが、検討させていただきたいというふうに思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7 番、真竈光幸委員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、そうした地道な努力が実を結ぶというふうに思いますので、継続と新たな検討をよろしくをお願いしたいと思います。

企画費について伺ってまいります。スパルタキャンプを契機としたふるさと住民カードの今後の方向ですが、何らかの特典といいますか、付加価値をつける取り組みが望まれるのではないかと。それらを発行された方々には、まちづくりの会への出席、または意見の具申ができるような取り組みについて見解を伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ふるさと住民カードの申請する方の目的にもよりますが、恐らく皆さんは平泉との関わりを継続するという形の中で、平泉を訪れる機会なども多くあろうかというふうに思います。そういった意味では、今ご指摘いただきましたとおり、こちらにおいていただく、あるいはおいでいただかない場合でも様々な特典というのは必要かというふうに思っております、今、実は各課からどういったものができるかというのを集めている最中ではあるのですがそろっていません。例えば寺院の拝観券の配付であったりとか、そういったものについては、今後検討するということにはしてございます。

パブリックコメントとかに、意見をそういった方々からいただくというふうな先行事例もあるようでございます。会議の出席となると、遠方の方もいらっしゃいますので、可能な方はそれでも結構ですけれども、地域おこし協力隊もそうですが、平泉の外からいらしたときに、平泉のよさに気がつくという、我々の視点とは別なところがあって、非常にいい意見などもいただいた中で地域おこし協力隊も活動していただいております。そういった意味では、意見をいただくというのはいい視点だというふうに思っておりますので、それはいただきたいなというふうに考えておりましたので、ぜひそういったものを取り入れていきたいなというふうに思っております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

ぜひ、せっきくの関係人口づくりに大きく寄与しているふるさと住民カードになるように、活用をお願いしたいと思います。

町内で起業するスタートアップ事業をフルに活用できますように、このプログラミング講座終了後の受講者へのアフターケアが非常に大事であると思うのですが、当然居住スペースだったりシェアハウスだけではなくて、必要によっては町営住宅の開放といったようなことも考えていけばいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スパルタキャンプに参加をしていただいて、移住、どうぞというふうに呼びかけるだけでは、当然こちらの意図、そして思いも伝わらないわけでございますので、キャンプ修了生には、例えば町の中で起業を目指すという方については、今、委員からご指摘のありましたとおり、シェアハウスをそのまま継続して使えるということで、まずは当面の住居を確保できるということにしてございます。それから起業に向けた補助金もそれぞれ準備しております。観光商工課、まちづくり推進課については地域おこし協力隊になってからということになりますが、それから6次産業を目指す方については農林振興課ということで、様々その後のサポートも準備しているところでございます。

町営住宅のお話もありましたが、修了生が実際に町営住宅に住んでいたということもござい

ます。これにつきましては、建設水道課が県の目的外使用の許可を得まして、本来であれば単身は住めないわけですが、スパルタキャンプ生の修了生は単身が多いわけですので、そういった方々が引き続き平泉に滞在できるようにということで、今も2戸準備をしていただいております。

ですので、平泉に残って、様々な起業に向けた支援、そして住居の確保については、引き続き行ってまいりたいと思います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

ぜひ、ふるさと住民カードの発行枚数が増えるように取り組んでいただきたい。関係人口を増やすことでまちづくりのにぎわいをつくっていく、こうした取り組みは非常に必要だと思います。

一般質問でもお伺いをいたしました、いわゆる2つの地域に居住して、週末を地域で過ごす、こういった方々を法律が認めるということがもう少しで施行されるわけですが、先日もお話ししましたように、増田寛也元総務省大臣が、やっぱりこの二地域居住に関してのふるさと住民票、これに対しての考えも進めるべきだということで、昨日の新聞には載ったことを紹介しておりました。

空き家バンクのやはり登録に、この農地つきもしくは田んぼを増やす手段としてもぜひ住民カード等を有効に活用していただきたい、そのように思います。

教育費について伺います。

就学援助についてお伺いしますが、経済的な理由を持って就学困難を認められる学童の保護者に対して、この援助が今、行われているわけですが、小学校の入学児童生徒の学用品費、学用品物品として、何年か前にも一般質問の中で取り上げましたが、先行する地域では、ランドセルを追加で支給しているという事例があります。これは児童数が以前より減少している中、また、さらには経済的な困窮の家庭の中にあって非常に支出の大きな部分を占めるものでもありますので、これの学用品への追加を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

就学援助等に係る入学児童に対してのランドセルの支給を検討してみてもどうかというようなご質問かと思いますが、確かにランドセルの購入につきましては、小学校の入学時には、欠かせない必需品ではないかというようなところでございます。その購入費用につきましては、保護者の負担ということで、大体、今の現状でいいますと6、7万円ぐらいと確認しているというようなところでございます。

ランドセル支給に対しての援助といったときに、メリットは保護者の経済的な負担が一番大きいのかなというようなところでございます。一方で、それに対する町の財政の負担というよ

うなところもございます。全国的に、そのようなランドセル等に対しての支援というような形で実際に行っている市町村もございますので、支給対象の方法等につきましては、本当にランドセルそのものを支給するのがいいのか、それともある程度の金額を支給するのがいいのかといったようなところで全国的な事例のほうを今後、研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

就学援助学用品としてですので、現金ではなく物での検討をお願いしたいと思います。

もう一方で、シェアをするという考え方に基づいて、中学校の制服、それからかばん等については、非常に立派なまま、たんすの肥やしになっているという例があります。卒業で不要になった制服、かばん、また運動着等を提供できるマッチングを教育委員会で行えないかという質問であります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

中学校の入学時等になるかとは思いますが、制服、ジャージであったり、スクールザックのリユースの関係でございまして。こちら、小学校のランドセルと同様、中学校の入学時には欠かせない必需品ではあると認識しておりまして、こちらの購入費用につきましてもかなりの額になるということで、保護者の負担となっているというようなこととございまして。

経済的に厳しい家庭にあっては、かなりの負担になるかなと思っておりますが、制服、ジャージ等のリユース等につきましては、中学校に確認してみたところ、学校としてではないのですが、個人同士でやり取りしているというようなことを伺ってございまして。全国的にもこういったリユースにつきましては、教育委員会等で取り組んでいるというような事例もあるようですので、研究しながら、保護者等の意見を聞きながら、制服も3年間も使用すれば傷みも出てくるといったようなところ、希望される方々に対しての数を確保できるのか、中には衛生面的に敬遠される生徒もあるかと思っておりますので、ニーズ等を把握しながら、また全国的な事例について調査してまいりたいと考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

方々とは言いませんが、取り組んでいる教育委員会がありますので、ぜひ調査の上、採用できるものであれば採用できるように検討を進めていただきたいと思います。

中学校の特別就学奨励についてであります。特別支援学級に通う児童のいる世帯では、通常よりも教育にかかる費用が学校以外にもあって多くなることから、経済的な支援の増額も検討する必要があるのではないかとと思われるのですが、見解としていかがでしょうか。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

特別支援教育就学の奨励費ということですが、確かに特別支援学級に通う児童生徒につきましても、経済的な負担というようなところもあろうかと思えます。これに関しましては、特別支援教育の就学援助のほかにも就学援助制度というものがございまして、そちらは要保護、準要保護者といった形で支援しているというようなところもございまして、就学援助に該当される方は、特別支援教育の学級に通っていてもそちらが優先されます。就学援助のほうの対象項目が多いというふうなところもございまして、特別支援教育の就学に関しましては、ある程度国からの補助等というふうなものもございまして、それに準じて町のほうでは支給しているというふうな状況もございまして、全国的に、これ以外にも独自で支援内容があるというふうなところであれば調査しながら、町としてこういった形で支援できるのかというのを今後、調査してまいりたいと考えております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

今後も物価上昇に伴ったり、家庭環境などへの経済的な理由による就学援助を望む世帯は、増えていくことが予測されるわけですが、ぜひ教育の機会均等のためにも、援助の継続、さらに増額を検討していただくことを望みます。

最後に、幼保関係についてお伺いしますが、幼保小の架け橋プログラムの推進ということで平泉保育園が取り組んでいるわけですが、幼児期までに育てほしい10の姿ということで掲げているわけですが、その進捗と効果について伺います。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

幼保小の架け橋プログラムについてですけれども、平泉町の教育委員会の主催しています小学校の先生と幼稚園、保育所の職員との合同の研修会を通して、アプローチ、カリキュラム等の作成をしながら、進めております。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

7番、真竈光幸委員。

7番（真竈光幸君）

ぜひ成長の段階、それから接続期における小1プロブレムをなくす取り組みとして、その内容に期待するものであります。

以上で私の質問を終わります。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

これで総括質疑を終わります。

それでは、これから採決を行います。

この採決は1件ごとに起立によって行います。

認定第1号、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(升沢博子君)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定す

べきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長（升沢博子君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長（升沢博子君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された全ての審査が終了しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書を議長に提出するに当たり、意見を付することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

決算審査特別委員長（升沢博子君）

異議なしと認めます。

よって、審査報告に意見を付すことに決定しました。

お諮りします。

審査報告に付する意見は起草委員会によって作成し、起草委員は委員長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

決算審査特別委員長（升沢博子君）

異議なしと認めます。

起草委員には、4番、氷室裕史委員、6番、三枚山光裕委員を指名します。また、この委員には委員長、副委員長も加わります。

起草委員会を正副議長室で開きますので、ご参集願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時43分

決算審査特別委員長（升沢博子君）

再開します。

意見書ができましたので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（小原真弓君）

審査意見。

- 1、町税については、収納率の向上を図り、納税者に向き合った対応と正確な実務に努められたい。
- 2、若い世代の定住促進のため、子育て支援策とともに、住環境の充実にも取り組まれたい。
- 3、指定管理や委託事業及び交付事業に当たっては、その成果と課題を検証し、関係者の意見も聞き、積極的な成果に結びつくよう取り組まれたい。
- 4、農業振興については、新規就農の支援策とともに、農家所得の向上策に取り組まれたい。
- 5、観光振興については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴った観光客の増加、インバウンドの回復傾向を受け、閑散期の対策やSNSでの発信強化の施策を講じられたい。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

お諮りします。

意見書はただいま朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（升沢博子君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書はただいま朗読したとおりに決定しました。

本委員会に付託された認定案件7件は、ただいまの意見を付して認定すべきものに決定したことを、会議規則第77条の規定により議長に報告します。

決算審査特別委員長（升沢博子君）

以上で、本委員会に付託された全ての議案が議了しました。

閉会の宣言をします。

委員各位の活発な審査と議事進行にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

ご起立を願います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時46分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

決算審査特別委員長 升 沢 博 子